

# いじめ対応充実の手引き②



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

## いじめ問題への取組

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、「いじめは絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。いじめが生じた場合には「いじめられている子どもを必ず守り通す」という覚悟のもと、組織的な対応によって問題の解決を図ります。

いじめ問題への取組については、文部科学省の「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」に示されている次のような点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

### いじめ問題への基本的認識

- いじめは「絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行うこと。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある。
- いじめ問題は学校・教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる。
- 学校・家庭・地域社会等、関係者が一体となって取り組む必要がある。

## 最強にして最終的ないじめ対策

### いじめの起こりにくい学校・学級づくり



学校生活の中では、児童生徒同士のトラブルは、ある意味日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめ問題へと発展していかないように、未然防止を図ることが重要です。

そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校・学級をつくる（未然防止）」という生徒指導観の転換が欠かせません。

学校教育は本来、すべての児童生徒を対象に、心の結びつきを深め、健全な社会性をはぐくむという使命を負っています。児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの積極的な生徒指導（予防・開発的生徒指導）を推進し、起きにくくするために力を尽くすことが、ひいてはいじめを許さない児童生徒を育むことにつながります。

## いじめの起こりにくい学校づくりのためのビジョンの共有

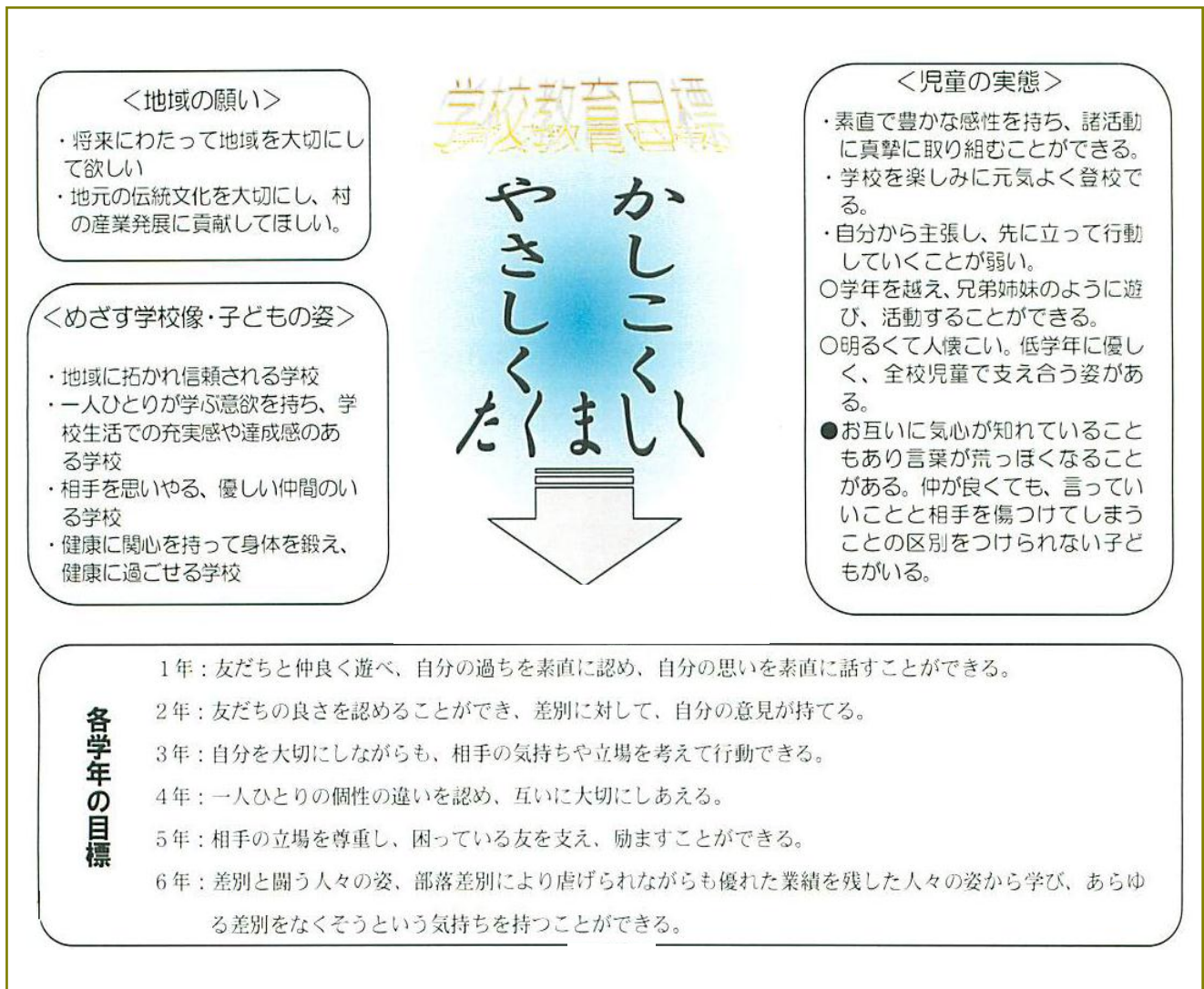
目指すべき児童生徒や教職員集団の姿を描きながら、全教職員で取り組むべき方向を共通理解し、さまざまな教育活動を通して、学校の創意工夫を生かした魅力ある学校づくりを推進していきましょう。

その際、児童生徒はもちろん、保護者や地域のみなさんにも周知し、共通理解を図りましょう。

### いじめの起こりにくい学校の全体像

「いじめの起こりにくい学校」の全体像を描き、学校教育目標具現のためのグランドデザインや、人権教育全体計画に位置づけましょう。全教職員で方向性を共通理解したうえで、児童生徒のよさや課題、教職員の力、地域の特長などを生かした教育活動を展開していけるようにしましょう。

#### 【例 児童生徒の実態や、願いから各学年の目標を設定したB小学校の人権教育全体計画（一部抜粋）】



## いじめは許さないという姿勢の周知

「いじめに係る学校訪問」では、多くの学校で児童生徒や保護者に「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢を、「学校便り」、「人権教育月間における校長講話や係講話」、「生徒会によるメッセージ」などを通して周知していました。教職員がその姿勢を貫くとともに、児童生徒や保護者、地域と共有することによって、学校や学級に「いじめを許さない」風土が築かれていきます。

【A中学校では、校長先生が全校集会で、「いじめ撲滅宣言」をしました。後日、学校便りとして、家庭に配布しました。】

### 『いじめ撲滅宣言』

本校では、いかなる理由があろうと、「いじめ」は絶対に許しません。

「いじめ」の問題は、私たちの学校生活に強く関係した「人権」の問題です。

「いじめ」は『犯罪』であり、絶対に許されない行為です。「いじめ」は人の命を奪います。「いじめ」は人の心に生涯消えない傷を残します。見て見ぬふりをしている人も同罪です。どんなに言い訳を聞かされようとも、絶対に許されない行為です。

もし、今、あなたが軽い気持ちで誰かをからかっているとしたら、ふざけあっているとしたり、取り返しがつかないことになる前に、今すぐにやめなさい。謝りなさい。そして、もしも、あなたの周りに、「いじめ」ではないか、と疑われる行為があつたら、すぐに声をあげてください。先生に訴えてください。それは「チクる」などよばれる低次元な行為ではなく、仲間を助けるための、勇気ある、崇高な、正しい行為です。学校や、学年、学級を、さらには社会を、正しい方向に導く立派な行動です。

「いじめ問題」に第三者はいません。あなたの勇気は必ずまわりに伝染します。

もし、あなたが「いじめ」にあうことがあつたら、一人で苦しむのではなく、誰でもいいからそのことを相談してください。親でもいいし、担任の先生でも、学年の先生でも、生徒指導の先生、保健室の先生、スクールカウンセラーの先生、学校中のどの先生でもかまいません。もちろん、校長室に言って来てくれてもかまいません。あなたが最も話しやすい人に助けを求めてください。訴えてください。必ず対応してくれます。

先生たちは、いじめられた人を、理不尽ないじめから責任をもって必ずしっかりと守ることを約束します。

人権尊重委員会発足にあたって

### 思いやりの心をもつために

人権尊重委員長

今年度、生徒会では、11月に予定されている人権月間の他に、5月21日から5月25日まで、人権週間を予定しています。今年度の生徒会目標「知創思進」、それを創り上げる4つの柱の中に「思いやる心」がありますが、これは全校生徒一人一人が思いやる心をはぐくむために考えられたものです。

私たちの身近にある人権問題、最初にあげられるのは、「いじめ」についてでしょう。

皆さんの周りに、いじめはありますか。いじめを受けて、悲しんでいる人はいませんか。自分で意識をしていなくても、いじめにつながるような行為はあると思います。事実、私も、自分の軽はずみな言動で、友達を傷つけてしまったという経験があります。自分にとっては冗談のつもりでも、言われた相手にとっては傷つく言葉かもしれません。全校の皆さんも、このような経験をしたり、されたりしたことのある人がいるのではないのでしょうか。

私は、C中学校から、いじめをなくしたいと思うのです。これは、簡単なことではないとわかっています。そこで、どうしたらいじめがなくなるのか。私だけでなく、全校の皆さんにも考えていただきたいのです。「いじめをなくす。」そんな私たち一人一人の小さな気持ちが集まっていけば、いつか大きな力になると思います。せつかくの中学校生活です。悲しい思いをする人が一人もいない、そんな学校にしたいと思いませんか。

C中学校からいじめがなくなるとき、それは、生徒一人一人が思いやりの心を持ったときだと思います。思いやりとは、相手の立場になって考えてみることです。もし、自分の周りでいじめられている人がいたら、見て見ぬふりをしないでください。「やめようよ。」そう言うのには、とても勇気が必要だと思います。しかし、もし自分がいじめられている立場だったとしたら・・・誰も助けてくれないというのは、とてもつらいことだと思うのです。だから、もう一度言います。いじめを見て、見ぬふりをしないでください。C中学校に思いやりの心があふれるようにするため、私たちがしなければならぬことは何か。これから考えていかなければなりません。

今日から、皆さん一人一人が、人権尊重委員会の委員です。他人ごとにせず、一緒に考えていってください。そして、いじめのない、温かい学校にしていきたいと思います。

【C中学校では、生徒総会で、「人権尊重委員会」を発足させました。委員長が「思いやりの心をもつために」全校に投げかけた内容です。後に学校便りとして全校家庭に配布しました。】



## 【参考】

### 出席停止制度の運用上の手続きと留意点

各市町村教育委員会の制度を確認しましょう。

学校教育法第三十五条に規定されている、市町村教育委員会が行うこの制度は、出席停止を命ずる児童生徒に懲戒という観点から適用するのではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられています。すなわち、出席停止を命じる児童生徒の教育を受ける権利にも配慮し、出席停止期間中の個別指導計画を作成し、学習の遅れが生じないような対応が必要です。

#### ○出席停止に係る手続きの概要（例）

##### 〔学校〕

① 保護者への制度の周知  
全ての保護者に対して、年度当初に出席停止制度の趣旨説明を行う。

② 問題行動を起こす児童生徒の把握と個別の指導記録の作成  
児童生徒の問題行動を把握したときは、速やかに教育委員会に報告・相談をする。必要に応じて関係機関（警察、児童相談所等）と連携する。問題行動の事実関係や学校の指導経過を記録する。

③ 教育委員会への意見具申  
教育委員会に対し、出席停止に係る意見具申書を提出する。  
・その際、個別の指導記録、個別指導計画案を添える。

⑧ 出席停止期間中の指導の実施  
個別の指導計画をもとに、指導を行う。  
○ 教育委員会への報告  
当該児童生徒の状況等を教育委員会に随時報告する。出席停止期間の短縮及び延長が必要な場合は、意見具申書を教育委員会に提出する。

⑨ 出席停止期間終了後の対応  
保護者、関係機関と連携し、適切な指導を継続する。

### ポイント

学校・保護者・教育委員会が連携し、

- ①学校の秩序維持と教育を受ける権利の保障
- ②出席停止を命じる児童生徒の学校や学級への円滑な復帰を目指す。

##### 〔市町村教育委員会〕

④ 保護者からの意見聴取  
保護者に意見聴取通知をし、意見聴取を実施する。

⑤ 出席停止措置の決定  
学校長の意見、保護者から聴取した意見を勘案し、出席停止措置を決定し、保護者に出席停止決定通知を交付する。

⑥ 出席停止期間中の個別指導計画の作成  
学校が作成した案をもとに個別指導計画を作成する。

⑦ 指導体制の整備  
状況に応じて、サポートチームなどを組織し、指導や援助を行う。

○ 出席停止期間短縮・解除・延長の決定  
短縮及び延長については、出席停止期間変更通知を保護者に交付する。

#### 【参考】 学校教育法（児童の出席停止）

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す行為の一又は二以上を繰り返す行為等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為